尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する意見書

去る９月７日、尖閣諸島の久場島沖の我が国領海内において、領海を侵犯し違法操業を行っていた中国漁船が、退去命令を出した第１１管区海上保安本部の巡視船に接触した上、逃走を図り、さらに停船命令にも応じずに接触を繰り返す事件が発生した。

第１１管区海上保安本部はこの漁船の船長を公務執行妨害の容疑で逮捕・送検していたが、那覇地方検察庁は９月２４日これを処分保留で釈放した。

尖閣諸島は、明治以来一貫して実効支配を続けてきた我が国固有の領土であることは疑問の余地がないところである。

今回の措置により、今後、中国が尖閣諸島及び周辺海域の領有権を更に強硬に主張し、中国漁船がこの海域で操業することなどが予想され、我が国漁船と中国漁船との間で操業をめぐってのトラブルや衝突事件の再発が危惧される。

よって、我が国の主権を堅持し、国益を守るため、今回の政府の措置に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要望する。

記

１　尖閣諸島及び周辺海域が、我が国固有の領土及び領海であるという毅然たる態度を堅持し､今後とも中国漁船による領海侵犯には厳重な取締まりを行なうこと。

２　中国政府に対し、今回の領海侵犯事件に関して謝罪を求めるとともに、再発防止策を講じるよう強く求めること。

３　尖閣諸島周辺海域において、我が国の漁業者が自由かつ安全に操業・航行できるよう海上保安庁の警備体制を強化すること。

４　中国漁船船長を釈放した一連の経緯について、国民が納得できるよう説明責任を果たすこと。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成２２年１０月１２日

宮　崎　県　議　会

衆　議　院　議　長　横　路　孝　弘　様
参　議　院　議　長　西　岡　武　夫　様
内　閣　総　理　大　臣　菅　　直　人　様
内　閣　官　房　長　官　仙　谷　由　人　様
法　務　大　臣　柳　田　　稔　様
外　務　大　臣　前　原　誠　司　様
国　土　交　通　大　臣　馬　淵　澄　夫　様
防　衛　大　臣　北　澤　俊　美　様
沖縄及び北方対策担当大臣　馬　淵　澄　夫　様